



須恵町では、町民のみならずの健康的な暮らしを願って、食からの健康づくりや住民検診など、各種保健事業を行なっています。

その一環として、情報発信を行なっています。

今月のテーマ「歯周病」

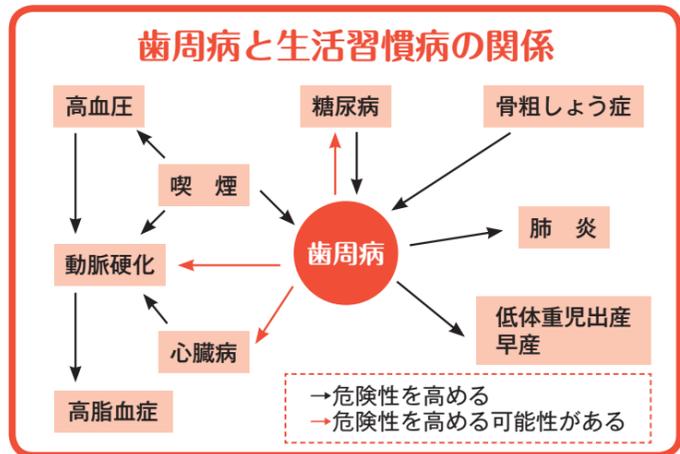
「口腔ケアから全身ケアへ」

歯周病とメタボリックシンドローム、糖尿病との関係、咀嚼と肥満の関係など、口腔の健康状態と全身の健康状態との関連やメカニズムが数多く明らかになっていきます。

口の中の健康を切り口に、生活習慣病予防を考えてみましょう。

あなたの歯ぐきは健康ですか？

歯周病は、むし歯と違って強い痛みがなく、知らず知らずのうちに症状が進むことがあります。



そのために、気付かずに放っておくと、歯を支える骨（歯槽骨）が破壊され、歯がぐらつき、やがては歯を抜かなければならないといったことになります。

歯周病と全身のかかわり

歯周病が進むと歯を失って物が食べにくくなるだけでなく、糖尿病や心臓病といった生活習慣病のリスクを何倍にも高めることが分かっています。

咀嚼の力が健康維持につながる

これは、歯周病の出す毒素が血液中に入り、全身に悪影響を及ぼす可能性があります。特に糖尿病の人は歯周病になりやすい上に、歯周病菌の毒素がインスリンの働きを阻害して、糖尿病をさらに悪化させてしまいます。

歯周病やむし歯で歯を失うと、咀嚼能力の低下による胃腸障害、噛み合わせの悪化による運動能力の減退など、さまざまな問題が生じます。

また、歯周病の進行にともなってよく噛めなくなると、食べ物の味を感じにくくなり、結果として噛まなくても味がわかる濃い味つけのものや甘いものへの偏食がおこります。

これに歯周病の慢性炎症が重なることで、動脈硬化性疾患や糖尿病といった生活習慣病の発生のリスクはぐんと高まることとなります。

逆に言うと、歯周病予防による口腔内の健康維持は、生活習慣病の予防にも役立つということなのです。

歯科で定期健診を受けましょう！

「もしかしたら歯周病？」と気になった人は、まず歯科医師の診断を受け、

歯の喪失	咀嚼力低下による胃腸障害、偏食、噛み合わせ悪化
歯周病の進行	歯周病菌、毒素、炎症性物質が血流にのり全身へ

↓

生活習慣病発症リスクの高まり

正しい歯みがき方法を身につけましょう。ポイントには歯と歯ぐきの境目の歯垢を磨き残さないことです。

★お待たせいたしました★

22年度の住民検診は、9月9日（木）～19日（日）までです。

6月下旬に申込書を各家庭に配付します。

来月のテーマ「紫外線」

夏の皮膚トラブル

▼問合せ先

健康福祉課（内線153・154）
☎932・1151

住宅改修に伴う固定資産税の減額について

住宅のバリアフリー改修に伴う減額措置

一定の条件を満たすバリアフリー改修を行うと、その住宅の固定資産税が1年間減額されます。

対象となる住宅

- 次のいずれかの方が居住する既存の住宅（平成19年1月1日以前から所在するもので賃貸住宅を除きます）。
- 65歳以上の人が
- 要介護認定または要支援認定を受けている人
- 障がい者的人

改修工事の内容

- 平成19年4月1日から平成25年3月31日までの間に行われた次の改修工事で、補助金などを除く自己負担が30万円以上のものに限り
- 廊下の拡幅
- 階段の勾配の緩和
- 浴室の改良
- 便所の改良
- 手すりの取り付け
- 床の段差の解消
- 引き戸への取替え
- 床表面の滑り止め化

減額される税額

バリアフリー改修工事を行った家屋の固定資産税（100㎡を限度）の3分の1相当額を減額します。

ただし、改修工事を行なった翌年度のみに限ります。

申請手続き

改修工事完了後3カ月以内に、改修に係る明細書および写真などを添えて、申請書を提出してください。

省エネ改修に伴う減額措置

一定の条件を満たす省エネ改修工事を行うと、その住宅の固定資産税が1年間減額されます。

対象となる住宅

平成20年1月1日以前からある住宅（賃貸住宅を除く）。

改修工事の内容

- 次の①から④の工事のうち、①を含む工事を行ない、工事費用が30万円以上のもので、工事が平成20年4月1日から平成25年3月31日までに完了

したものの

- 窓の改修工事
- 床の断熱改修工事
- 天井の断熱改修工事
- 壁の断熱改修工事

減額される税額

省エネ改修工事を行なった家屋の固定資産税（120㎡を限度）の3分の1相当額を減額します。ただし、改修工事を行なった翌年度のみに限ります。

申請手続き

改修工事完了後3カ月以内に、現行の省エネ基準に適合した工事であることを証明書および改修費用を証明する書類などを添えて、申請書を提出してください。

【注意】新築や耐震改修による軽減を受けている期間や、既に省エネ改修の適用を受けたことがある場合は、重複して適用されませんが、バリアフリー改修との併用は可能です。

住宅の耐震改修に伴う減額措置

一定の条件を満たす耐震改修工事を行うと、その住宅の固定資産税が工事完了の翌年度から一定期間減額されます。

対象となる家屋

昭和57年1月1日以前から所在していた住宅。

改修工事の内容

平成18年1月1日から平成27年12月31日までの間に、建築基準法に基づく現行の耐震基準に適合した改修工事（1戸あたりの工事費用が30万円以上のものに限り）

減額される税額

耐震改修工事を行なった家屋に係る固定資産税（1戸あたり120㎡を限度）の2分の1相当額を減額します。

減額期間

工事完了時期	減額期間
平成18年1月1日～平成21年12月31日	3年間
平成22年1月1日～平成24年12月31日	2年間
平成25年1月1日～平成27年12月31日	1年間

道路規制情報 配信メール受信登録を！

災害・冠水・積雪などによる突発的な全国通行止め情報を、携帯メールで無料配信するサービスを提供しています。テレビやカーナビが無い場合でも、ゲリラ豪雨などによる通行止め情報をより早く得ることが可能です。受信地域・受信時間の設定が可能です。梅雨期の通勤などに限っての活用もできます。詳しくは携帯用ホームページをご覧ください。

問合せ先

福岡県道路維持課
☎643・3654

